

令和8年度メンター制度導入支援事業に係る委託先の公募について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり、参加資格確認申請書等の提出を募集する。

令和8年4月10日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該募集の趣旨

公益財団法人介護労働安定センターが実施した「令和6年度介護労働実態調査」によると、岡山県内の介護職員の離職率は11.6%である。新人介護職員の育成と職場定着を促進する「メンター制度」の導入促進を図ることにより、職場内の相談支援体制を構築し、新人介護職員の早期離職に歯止をかける。

また、「メンター制度」の導入を中堅職員のやりがい向上につなげる内容や相談体制を構築するための研修を実施することで、離職率の改善を図ることを目的とするものであり、過去の研修の実績や当事業に必要なノウハウと人材を有していることから、公益財団法人介護労働安定センターを相手方とする契約を予定しているが、他の者で下記「3 応募要件」に掲げる要件を満たし、本業務を希望する者からの事業計画書の提出を募集する。

2 業務委託の内容等

- (1) 業務名 令和8年度メンター制度導入支援事業
- (2) 業務内容 別添の「令和8年度メンター制度導入支援事業業務委託仕様書」に基づき、メンター制度を導入するための研修会の開催やコンサルタント派遣等の技術的な助言及び支援を行う。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 1,221,187円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (5) 履行場所 岡山県子ども・福祉部地域福祉課の指定する場所

3 応募要件

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9、小分類4研修業務」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当する者でないこと。

- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団または暴力団員等でないこと。（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下（8）において同じ。）
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部 地域福祉課

住所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 086-226-7317

FAX 086-226-7332

E-mail : chifuku@pref.okayama.lg.jp

5 スケジュール

項目	日程
① 応募書類等の公表・配布	令和8年4月10日(金) ～ 4月24日(金)
② 仕様書等に対する質問受付	令和8年4月10日(金) ～ 4月20日(月)
③ 参加資格確認申請	令和8年4月10日(金) ～ 4月16日(木)
④ 参加資格要件の審査	令和8年4月17日(金) ～ 4月22日(水)
⑤ 事業計画書の受付	令和8年4月23日(木) ～ 4月30日(木)
⑥ 審査会の開催	令和8年5月中旬予定
⑦ 審査結果等の通知・公表	令和8年5月中旬予定(別途通知)

6 業務委託参加手続等

(1) 応募書類等の入手方法

①配布期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月24日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記4の場所に同じ。

また、地域福祉課のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/363/>

(2) 仕様書等に関する質問

- ①受付期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月20日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記4の場所に同じ
- ③提出方法 仕様書に対する質問・回答書(第1号様式)により原則としてFAXまたはE-mailにより送付することとし、受付期間内に必着とすること。
なお、FAXにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記4の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。(以下同じ。)
- ④回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。以下同じ。)の午後5時までにFAX等により回答するとともに、上記(1)②のホームページにも質問と回答を掲載する。

(3) 参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ①受付期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月16日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記4の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

④提出書類

- ・参加資格確認申請書(第2号様式)

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年4月22日(水)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

7 事業計画書の受付

(1) 事業計画書の受付期間

令和8年4月23日(木)～令和8年4月30日(木)(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

- ・提案書(第3号様式)
- ・事業計画書(第4号様式)
- ・見積書(第5号様式)

※見積書の宛名は「岡山県知事 伊原木 隆太」とすること。また、会社名、所在地、役職及び代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

※正本には、会社名、所在地、役職及び代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

- ・岡山県税の全税目について滞納がないこと(または、課税がないこと)を証する

書類

※証明書については、岡山県の県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課
にお問い合わせください。

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 提出方法

上記4あてに、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」
等（追跡が可能であり、かつ信書送付可能な方法であること。）とすること。

8 事業計画書の審査

(1) 審査方法

事業計画書の審査は、岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、各審
査委員が下記の評価基準により書類審査を行い、内容を評価、採点する。

各選定委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

(評価基準)

項目	項目別 点数	評価得点				
		非常に 良い	良い	普通	好まし くない	不可
研修会の開催について参加者の募 集方法や内容は、目的に対して効果 的か。	10	10	8	6	4	2
コンサルタント派遣の候補者や支 援、助言等の内容は、模試的に対 して効果的か。	10	10	8	6	4	2
研修会の評価や、事業報告書等の内 容は適切か。	10	10	8	6	4	2
事業効果を上げるための独自の取 組、工夫があるか。	10	10	8	6	4	2
事業の実施に必要な経費は、適正か つ効率的に積算されているか。	10	10	8	6	4	2
合計得点	50	点				

但し、各審査票に評価得点不可が1つ以上又は好ましくないが2つ以上あるものは採
用されない。

(2) 審査結果の通知及び公表

委託候補者は、上記6（1）②のホームページで公表する。また、審査結果は、

参加者全員に郵送により通知する。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

9 契約の締結

(1) 契約の締結

契約書作成の要否：要

委託候補者を選定後、提出された企画提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 誓約書

契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

10 選定からの除外

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 選定委員会の委員または選定手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

(3) 本件企画提案について不正な利益を得るために連合した場合

(4) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(5) 複数の企画提案を提出した場合

(6) その他選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

(7) 応募者が、上記3に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合

(8) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

(9) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

11 その他

(1) 審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、業務受託者と協議の上、事業の企画内容について一部調整する場合がある。

(2) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。

以上公示する。